

# 愛媛県古民家等を活用したインバウンド誘客支援事業の概要

## 1 事業の目的

観光関係団体や民間事業者が行う、県内の古民家や空き家等を活用した宿泊施設等の整備・開業による外国人旅行者（インバウンド）の誘客促進への取組みのスタートアップを支援することにより、本県の一層の観光振興を図り、消費効果の波及や空き家解消といった地域経済の活性化・持続化につなげることを目的とする。

※「古民家」とは昭和 25 年以前に建てられた伝統構法の住宅を指すものとしませんが、古民家以外の建物を活用する場合も事業の対象となります。

## 2 補助対象者

次に該当する者を除く。ただし、個人事業主は補助対象者とする。

- (1) 県が構成員となっている団体等（オブザーバーを除く）
- (2) 市町及び市町のみで構成される団体等
- (3) 個人

## 3 補助対象事業

インバウンドの誘客を促進するほか、地域における食事や買い物、体験といった消費効果の波及など、地域一体となって経済活性化に取り組むモデルケースとなる下記①②の事業を補助対象とする。

- ① 県内にある古民家や空き家等を活用し、宿泊施設等を開業するための整備・改修

例：古民家を改修して、新たに宿泊施設や飲食店を開業する

- ② 上記①に加え、3者以上で実施するインバウンドの誘客促進や満足度・消費向上に繋がる取組み

例 1：A事業者が、古民家を改修して新たに宿泊施設を開業

B事業者が、インバウンド対応が可能な飲食店を開業

C事業者が、インバウンドに提供する体験コンテンツの造成（レンタサイクル施設の建設やレンタサイクルの購入）

例 2：A事業者が、古民家を改修して新たに宿泊施設を開業

B事業者が、飲食店におけるキャッシュレス対応や多言語対応機器の導入

C事業者が、お遍路に訪れるインバウンド客のための接待所やトイレを建設

※合計3者以上がそれぞれ実施する3件以上の取組みへの支援になります。

## 4 支援要件

- ・国及び県の他の補助事業の交付決定を受けていない事業であること。  
ただし、交付決定を受けた事業であっても、交付対象となっていない個別事業については、本支援の対象として申請することができる。
- ・公共性（地域と連携して消費効果を波及させるなど、当該補助事業を契機に周辺あるいは関係事業者も恩恵を受ける）が認められる事業であること。
- ・原則として、愛媛県内において実施すること。
- ・原則として、事業開始年度の翌年度から5年間は補助対象となった事業を行うこと。

## 5 補助率

補助対象経費の1/2以内

## 6 補助限度額

「3 補助対象事業」における①②の事業について、それぞれ以下のとおり。

- ① 最大 8,000千円
- ② 最大15,000千円

## 7 申請期間

令和8年4月13日（月）から5月27日（水）（必着）

## 8 補助対象事業の決定

事業評価審査会において、事業計画の内容等を審査（支援申込者へのヒアリングを含む）のうえ、愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会（事務局：愛媛県観光振興課）が決定する。ただし、支援申込者が多数となった場合は、事業評価審査会に先立ち書面審査を実施し、事業評価審査会の審査対象者を選定する。

事業評価審査会の審査を受けるには、支援申込書（様式1号）に市町長の意見書（様式2号）を添えて提出すること。